

平成29年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月31日（木曜日）午後2時00分～午後3時32分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	半 沢 正 典	2番	誉 田 憲 孝
3番	二階堂 武 文	4番	梅 津 一 匡
5番	栗 野 啓 二	6番	野 地 久 夫
7番	安 藤 喜 昭	8番	高 橋 一 由
9番	片 平 秀 雄	10番	東海林 一 樹
11番	高 橋 道 也		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	小 林 香	理 事 二本松市長 代理水道課長	斎 藤 裕 二
理 事 伊達市長代理 上下水道部長	大 橋 留 政	理 事 長 桑 折 町 長	高 橋 宣 博
理 事 国見町長 代表監査委員	太 田 久 雄	理 事 長 川 俣 町 長	佐 藤 金 正
次 長 兼 施設管理課長	高 村 一 彦	事 務 局 長	今 泉 繁
	佐 藤 保 彦	総 務 課 長	柳 澤 正 俊

事務局出席者

総 務 課 課長補佐兼 総務経理係長	菅 野 幸 夫	施 設 管 理 課 課長補佐兼 施設第二係長	片 平 一 彦
総 務 課 契約管財係長	加 藤 忠	施 設 管 理 課 施設第一係長	黒 澤 英 夫
施 設 管 理 課 水質管理係長	渡 辺 裕 志	総 務 課 主 査	菅 野 茂 明
総 務 課 主 査	加 藤 博 高	総 務 課 主 査	茂 木 強
総 務 課 主 査	藁 谷 明 洋		

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
 - (2) 会議録署名議員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 議席の指定
 - (5) 議長の選挙
 - (6) 議案第3号、報告第1号及び報告第2号の提出
 - (7) 提案理由の説明
 - (8) 一般質問
 - (9) 討論、採決
-

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議長の選挙
- (3) 議案第3号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (4) 報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件
- (5) 報告第2号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件

午後2時00分 開 会

副議長（安藤喜昭） 定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

誉田憲孝議員、8番、高橋一由議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日8月31日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（安藤喜昭） ご異議ございませんので、会期は8月31日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたしております。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、副議長において指定いたします。

議席は、1番、半沢正典議員、2番、誉田憲孝議員、3番、二階堂武文議員、4番、梅津一匡議員、5番、栗野啓二議員を指定いたします。

日程に従い、議長の選挙を行います。

これは、議長が欠員となっていることによるものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとして、その指名は副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（安藤喜昭） ご異議ございませんので、選挙の方法は指名推選によることとし、その指名は副議長に一任と決しました。

直ちに指名いたします。

福島地方水道用水供給企業団議会議長に半沢正典議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました半沢正典議員を当選人と決してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（安藤喜昭） ご異議ございませんので、ただいま指名いたしました半沢正典議員が企業団議会議長に当選をされました。

会議規則第31条第2項の規定により、半沢正典議員が議長に当選されましたので、告知いたします。

議長に当選されました半沢正典議員をご紹介します。

議長（半沢正典） ただいま安藤副議長からご指名をいただき、皆様方のご推挙により企業団議会の議長に選任いただきました半沢正典でございます。微力ではございますが、この職務を全うすべく誠心誠意水道企業団の発展のため努力してまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、議長当選の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

副議長（安藤喜昭） それでは、ここで、議長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

【副議長、議長と交代】

議長（半沢正典） ただいまより議事を進めます。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第3号、報告第1号及び報告第2号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（半沢正典） 企業長。

【企業長（小林 香）登壇】

企業長（小林 香） 本日、ここに8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件の議案1件及び報告2件でございますが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

第2期事業運営計画の2年目となります平成29年度も5カ月を経過するところではありますが、計画はおおむね順調に実施されており、これもひとえに皆様方のご理解とご支援のたまものと深く感謝申し上げます。

今年度、すりかみ浄水場は本格供給から10周年を迎え、記念事業として、子供向けホームページの開設、東北初となる浄水場カードの作成と配布、浄水場特別公開開催などのPR活動を進めてまいりました。6月には来場者も累計6万人を超え、企業団事業へのさらなる理解と関心を深めていただいたものと考えております。

また、5月には災害時等における燃料等の供給に関する協定を福島県石油業協同組合と、無人航空機に関する連携協定をエンルートエムズ社と締結し、災害時の対応力強化を図ったところがございます。

今後も安全で安心な「おいしい水」の周知と安定供給に努めてまいります。

次に、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第3号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算の認定について議決をお願いするものでありますが、監査委員の意見につきましては、附属書類のとおりでございます。

報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件につきましては、継続費を設定して進めてきた伏黒水管橋耐震化補強事業について、工事が完了となったことから、精算報告をするものであります。

報告第2号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件につきましては、相馬福島道路建設工事に伴う送水管移設工事及び県道月舘・川俣線道路改良工事に伴う送水管移設工事について、国、県の施工の遅れや工法変更などの対応が必要となり、施工期間の確保が困難となったことから、予算を平成29年度へ繰り越したものでございます。

以上が提出議案及び報告の概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

【事務局長（今泉 繁）登壇】

事務局長（今泉 繁） それでは、お手元の議案書等に依りましてご説明を申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、議案第3号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件の1件でございます。報告は、報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件、報告第2号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件の2件でございます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。初めに、議案第3号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件についてご説明を申し上げます。

平成28年度の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものでございますが、その内容につきましては、別冊の決算書によりご説明を申し上げます。

決算書をご覧をいただきたいと思います。

初めに、水道用水供給事業報告書からご説明申し上げます。

決算書2ページをお開き願います。1、概況、(1)、総括事項の①の業務の状況、(イ)の水道用水供給事業でございますが、平成28年度の年間総送水量は4,032万5,930立方メートルで、前年度と比較して35万6,570立方メートルの減となりました。また、年間総有収水量は4,005万1,656立方メートルで、前年度と比較しまして32万9,477立方メートルの減、当初予定水量と比較しまして44万5,337立方メートルの増となり、有収率は99.3%で、前年度と同一となりました。給水収益は32億1,758万6,928円で、当初予算と比較して1,692万2,928円の増となっております。

続きまして、(ロ)の水質検査事業でございますが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託し、

水質検査手数料は2,382万4,400円で、当初予算と比較して81万4,400円の増となっております。

次に、中ほどの②の財政状況でございますが、収益的収支は、水道用水供給事業収益43億1,678万1,046円に対しまして、水道用水供給事業費用は44億103万128円でございます。収支差引額は8,424万9,082円が当年度純損失となり、前年度繰越欠損金から当年度純損失を加えた11億542万8,527円は未処理欠損金として翌年度に繰り越すことになりました。

続いて、資本的収支でございますが、資本的収入1,027万3,000円に対しまして、資本的支出は23億9,766万7,249円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額23億8,739万4,249円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填したものでございます。

次に、③の施設の耐震化でございますが、施設の耐震化計画に基づいて平成23年度から進めてきた水管橋耐震化補強事業は、28年度に9橋の工事が完了したことにより、28年度をもって完了となったものでございます。

次に、④の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応でございますが、福島県から無償貸与を受けましたゲルマニウム半導体検出装置により放射性物質のモニタリング検査を実施し、結果をホームページに掲載するなど、安全性について広く周知に努めたところでございます。

また、浄水場敷地内に保管を余儀なくされている浄水ケーキの早期処分については、全国水道企業団協議会や日本水道協会の協力を得ながら、国、県等関係機関への働きかけを引き続き行ったものでございます。

次に、3ページの(2)の議会議決事項でございますが、平成28年8月議会定例会及び平成29年2月議会定例会におきまして議決を賜りました案件は、記載のとおりでございます。

次に、(3)、行政官庁許認可事項ですが、平成28年度に許認可を受けた案件は、国土交通省に対する阿武隈川水系摺上川における水利使用許可申請と、福島県に対する再生可能エネルギー事業可能性調査補助金交付申請の2件で、記載のとおりでございます。

次に、(4)、職員に関する事項でございますが、特別職を除く職員数については、一般職22名で、内訳は記載のとおりでございます。

次に、(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項でございますが、平成27年8月企業団議会定例会で議決を賜りました水道用水供給条例の一部を改正する条例により、給水料金を平成28年4月1日に改正し、4月分から適用した旨を地方公営企業法施行規則に基づき記載したものでございます。

次に、4ページから5ページ、2の工事、(1)、建設工事の概況及び(2)、保存工事の概況でございますが、100万円以上の工事はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、6ページ、3の業務、(1)のイ、業務量でございますが、取水量、送水量、有収率等を前年度との比較で記載したものでございます。

続いて、ロの業務内容でございますが、送水量、有効水量及び有収水量を月別に記載してございます。

また、次の7ページの上段の表は、構成団体別の年間総給水量、1日最大給水量及び1日平均給水量を示してございます。詳細は記載のとおりでございます。

続いて、7ページの中ほどから8ページにかけてのハの共同水質検査でございますが、福島県水道水質管理計画に基づきまして、企業団及び各構成団体の水質検査を企業団において実施したものでございます。検査内容等の実施状況は記載のとおりでございます。

次に、9ページの(2)、事業収益に関する事項でございますが、イの事業収益は営業収益と営業外収益を合わせまして43億1,678万1,046円となり、ロの供給単価は80円34銭となるものでございます。

次に、(3)、事業費用に関する事項でございますが、イの事業費用は、営業費用と営業外費用を合わせまして44億103万128円となり、ロの給水原価は83円74銭となるものでございます。

次に、10ページの4、会計でございますが、(1)、重要契約の要旨は、100万円以上のものを記載してございます。イの物品等の購入関係が5件、ロの工事請負関係が18件、ハの業務委託関係が22件となつてございまして、内容は記載のとおりでございます。

次に、12ページの(2)、企業債の概況でございますが、当年度分の償還高は合計で18億4,245万8,689円でございます。そういたしまして、平成28年度末の未償還残高は合計で192億2,181万8,823円となるものでございます。

次に、5、その他、(1)、資産の譲渡等の対価以外の収入の用途についてでございますが、消費税法基本通達により、決算関係書類等でその用途を明らかにし、特定する必要があることから、記載したものでございます。

次に、水道用水供給事業会計決算についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

初めに、1、平成28年度決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款水道用水供給事業収益の予算額合計45億8,199万3,000円に対しまして、決算額は45億7,616万7,795円となり、予算額に比べ582万5,205円の減となつたものでございます。

続きまして、支出の部、第1款水道用水供給事業費用の予算額合計49億347万8,000円に対しまして、決算額は46億1,961万2,879円となり、2億8,386万5,121円の不用額が発生したものでございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

(2)、資本的収入及び支出におきまして、収入の部、第1款資本的収入の予算額合計5億9,364万1,000円に対しまして、決算額は1,027万3,000円となり、予算額に比べ5億8,336万8,000円の減とな

ったものでございます。

続きまして、支出の部の第1款資本的支出の予算額合計31億3,969万5,040円に対しまして、決算額は23億9,766万7,249円となり、7億1,388万9,000円を翌年度へ繰り越しし、不用額は2,813万8,790円となったものでございます。

次に、19ページをお開きください。2の損益計算書でございますが、これは1営業期間における経営成績をあらわしたものでございます。

まず、営業収益は32億4,233万9,328円で、営業費用は39億6,793万9,415円となり、差し引きの営業損失は7億2,560万87円となるものでございます。

また、営業外収益は10億7,444万1,718円、営業外費用は4億3,309万713円で、営業外利益は6億4,135万1,005円となり、経常損失は8,424万9,082円となるものでございます。

その結果、当年度純損失は8,424万9,082円となり、前年度繰越欠損金10億2,117万9,445円に加え11億542万8,527円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

3、剰余金計算書でございますが、表の一番下の欄、当年度末残高は、資本金及び資本剰余金合計については、前年度から変動がございません。

欠損金は、当年度純損失の発生により、当年度末残高の欄の当年度未処理欠損金は11億542万8,527円となるものでございます。

そういたしまして、資本合計は430億9,120万9,475円となるものでございます。

次に、21ページ下段の4、欠損金処理計算書でございますが、11億542万8,527円が翌年度への繰越欠損金となるものでございます。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

5、貸借対照表でございますが、これは企業団の財政状態をあらわしたものでございます。

まず、資産の部、1、固定資産は、減価償却累計額を控除した後の正味資産をあらわしております。有形固定資産472億7,234万6,834円、無形固定資産519億1,135万9,946円で、固定資産の合計は991億8,370万6,780円でございます。

続きまして、2の流動資産は、現金預金の期末残高と年度内に収入とならなかった平成29年3月分給水料金、水質検査手数料の営業未収金、消費税確定申告に伴う還付予定額のその他未収金、貯蔵品、さらに前払金を合わせ、流動資産の合計は76億3,103万8,856円でございます。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は1,068億1,474万5,636円でございます。

続きまして、23ページ、負債の部でございますが、3、固定負債は、企業債の173億8,658万1,081円で、4、流動負債は、企業債、未払金、引当金、その他流動負債合わせて19億2,814万685円となっております。

さらに、5、繰延収益と合わせ負債合計は637億2,353万6,161円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本合計は430億9,120万9,475円で、20ページから21ページの剰余金計算書の中で説明したとおりでございます。

そういたしまして、負債資本合計で1,068億1,474万5,636円となり、資産合計と一致するものでございます。

次に、水道用水供給事業会計決算附属明細書をご説明申し上げます。

26ページをお開きください。1、キャッシュ・フロー計算書でございますが、これは1事業年度のキャッシュ・フロー、つまり現金の流れの状況を業務活動、投資活動、財務活動に区分し、あらわしたものでございます。

次に、27ページから29ページの2の収益費用明細書でございますが、これは、決算内容を款、項、目、節ごとにあらわしたものでございます。

次に、30ページの3、固定資産明細書でございますが、これは、22ページの貸借対照表でご説明申し上げました有形、無形固定資産の明細でございます。

次に、31ページから34ページの4、企業債明細書は、起債内容及び償還状況を年次別にあらわしたものでございます。

最後に、35ページをお開きください。5、注記でございますが、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針では、固定資産の減価償却方法など、1つの会計事実には複数の会計処理の方法が認められているものについて、当企業団が採用した会計処理方法を明らかにしたものでございます。

ローマ数字Ⅱの貸借対照表関連では、賞与及び法定福利費について、当該年度の支出額が明らかになるように、引当金の取り崩し額を明記しているものでございます。

以上が決算書に関する説明でございます。

なお、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項により決算審査が行われておりまして、監査委員より別冊のとおり決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

また、資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、資金不足比率を監査委員の審査に付して、その意見をつけて議会に報告を申し上げ、公表するものでございます。

審査意見書の21ページをご覧ください。審査意見書21ページには、資金不足比率につきまして記載してございます。平成28年度決算においても資金不足はございませんでした。

議案第3号の説明は以上でございます。

それでは、また議案書のほうに戻っていただきたいと思います。

議案書の2ページをご覧ください。議案書2ページ、報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件についてご説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。継続費計算報告書です。継続費を設定して進めてきました伏黒水管橋耐震化補強事業について、工事が完了となったことから精算報告するものでございます。

この事業は、当初、平成26年度から27年度までの2カ年で2億2,615万7,000円の計画でありましたが、実績は、支払義務発生額のとおり、2億2,520万1,600円となりました。工期は、平成27年度末に暴風のため翌年度まで延長となり、事故繰り越しとなったものでございます。

報告第1号、継続費精算の件の説明は以上でございます。

次に、4ページ、報告第2号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件を説明いたします。

5ページをご覧ください。予算繰越計算書でございます。

まず、相馬福島道路建設工事に伴う桑折町松原館ノ前地内口径1,000ミリ送水管移設工事について、国土交通省の用地買収の遅れに伴い工事着手が遅れたこと、工事施工箇所の地下水位が想定以上に高かったこと、また地盤が固かった等により工法変更などの対応が必要となり、施工期間の確保が困難となったことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越ししたものでございます。

次に、県道月舘・川俣線道路改良工事に伴う川俣町羽田広畑地内口径300ミリ送水管移設工事について、県道改良工事の遅れ等により施工期間の確保が困難となったことから、同じく翌年度へ繰り越ししたものでございます。

繰越額は、合計で7億1,388万9,000円で、財源は負担金及び過年度分損益勘定留保資金等で、金額はそれぞれ記載のとおりでございます。

報告第2号、予算の繰越しの件の説明は以上でございます。

以上、議案1件及び報告2件につきましてご説明を申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

議長（半沢正典） それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、5番、栗野啓二議員、3番、二階堂武文議員、8番、高橋一由議員です。

順序に従い、発言を許します。

5番、栗野啓二議員。

5番（栗野啓二） 議長、5番。

議長（半沢正典） 5番。

5番（栗野啓二） 質問させていただきます。福島の栗野でございます。

まず、本格供給も10周年になったということでの総括についてを質問したいと思います。企業団の本格供給10周年を迎えたところですが、この間の事業の総括を踏まえた課題について伺います。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（半沢正典） 企業長。

企業長（小林 香） お答えします。

企業団は、平成19年4月から計画1日最大14万9,920立方メートルの本格供給を開始し、今年度で

本格供給10周年を迎えることができました。この間、構成市町を初め多くの皆様方のご協力により、おかげさまで安定した事業運営を実施できたものと考えております。特に構成市町の皆様が積極的に自己水源から企業団水へと切りかえていただき、構成団体における企業団からの受水比率は95%と非常に高くなっており、そのため施設の効率的運用により供給料金の低廉化につながっているものでございます。

また、平成23年の東日本大震災では、企業団においても基幹線を含む送水管9カ所の漏水により構成市町全てが送水停止となる甚大な被害を受けましたが、構成団体の皆様、管工事組合の皆様方のご協力により、約10日間で復旧することができました。

この震災の経験を踏まえて耐震化計画を策定し、水管橋耐震化事業を進め、災害時に迅速な管路復旧を行うため、緊急備蓄資材倉庫を新築し、復旧に必要な資材の備蓄にも取り組んでおります。

人口減少により水需要が伸び悩む厳しい経営環境が予想される中、企業団の膨大な施設を適切に維持管理し、長寿命化を図りながら更新費用の平準化及びコスト削減をし、料金の低廉化に努めていくかがこれからの課題と考えております。

今後も第2期事業運営計画の「安全・安心でおいしい水の安定的な供給」を基本理念とした安全、強靱、持続という目標のもと、構成市町と連携し、挑戦する意識を持ち、真心を込めて事業に取り組んでまいりたいと考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）次に、平成28年度の決算について幾つか質問させていただきます。

まず、平成28年度より供給条例を改正し、料金の引き下げを行いました。本決算における影響額を企業団全体及び構成団体ごとにお伺いします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

平成28年度からの料金引き下げによる影響につきましては、改正前料金で試算し、比較しますと、企業団全体としては3億1,500万円余の給水料金の減となりました。各構成団体ごとでは、福島市が2億4,900万円余、二本松市が600万円余、伊達市が4,300万円余、桑折町が700万円余、国見町が同じく700万円余、川俣町が200万円余の減となったものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）次に、料金の引き下げにより福島市では水道料金の引き下げを行ったことですが、各構成団体での対応についてお伺いします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

企業団で料金引き下げを行った平成28年度以降で、福島市以外で水道料金を改定した構成団体はありませんでした。理由といたしましては、人口減少による給水量、給水料金の減少、老朽化した設備、管路の更新事業、簡易水道統合による設備投資などの影響により、本来すべき料金値上げ分の財源に企業団からの値下げ分を充当し、現在の料金水準を維持することとしたと伺っております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）次に、料金の引き下げも影響して純損益が発生し、累積欠損金が約11億500万円と増加しているようでございますが、今後の営業、事業運営への影響について伺います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

平成28年度からの料金引き下げの影響により、給水収益は減少し、累積欠損金は増加となりましたが、現在の財政計画においては、9年間の収支均衡を図っていることから、一時的に累積欠損金は増加するものの、その後減少していく計画でありますので、今後の事業運営において支障はないものと考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）次に、福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定、いわゆる63協定について質問いたします。

63協定のあり方検討委員会報告書の協議結果について伺います。福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定、いわゆる63協定のあり方についての検討を行うため設置されたと伺っておりますあり方検討委員会についてですが、さきの2月の定例会で報告書は理事会に提出され、受理されたものの、その扱いについては協議中との答弁があったと思いますが、その後の理事会における協議検討の結果について伺います。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

63協定のあり方検討委員会報告書につきましては、現在理事会においてその取り扱いを含めて理事会としての考えを整理するため、引き続き協議を行うこととしております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）今の答弁について質問しますが、理事会で現在も協議中とのことではありますが、その協議検討の結果によっては現行の料金体系が変わるというようなことがあるのか、お伺いしたいと思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

現在の料金体系につきましては、第4期財政計画にて経営の安定、負担の公平を図るため二部料金制を採用し、さらに料金の低廉化を目的として、9年間の収支均衡を踏まえ料金算定を行っております。理事会における協議結果による現行料金体系への影響については、現在協議を行っているところでありますが、それが直ちに料金改定に結びつくものではございません。料金体系を初め現行料金の改定につきましては、水道用水供給条例の改正という形で議会に提案し、議決を賜り決定するものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（半沢正典）5番。

5番（栗野啓二）以上で質問終わります。ありがとうございました。

議長（半沢正典）以上で、栗野啓二議員の質問を終わります。

次に、3番、二階堂武文議員の発言を許します。

3番（二階堂武文）議長、3番。

議長（半沢正典）3番。

3番（二階堂武文）福島の二階堂です。よろしくお願いします。

再生可能エネルギーの導入についてお伺いします。決算概況において、再生可能エネルギー導入支援事業にかかわる補助金交付申請を行っていますが、企業団としての再生可能エネルギー導入への取り組みについてお伺いします。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

企業団では平成27年7月に策定した第2期事業運営計画に基づき、「安全・安心でおいしい水の安定的な供給」を基本理念に、安全、強靱、持続の3つの柱を掲げ事業を行っています。このうち持続の施策では、水道施設への省エネルギー、再生可能エネルギー導入の検討を行うこととしています。

平成28年度の福島県再生可能エネルギー導入支援事業の補助については、既設の緊急放流施設を使い、浄水作業排水を利活用した小水力発電設備の導入の可能性について調査したものです。その結果、小水力設備規模や採算性について検討し、導入が有効であるとの調査結果を得たところです。

また、この調査とは別に、浄水場調節池の敷地を活用した太陽光発電設備の設置についても検討しております。

再生可能エネルギー導入の取り組みについては、平成29年度は緊急放流施設による小水力発電及び調節池における太陽光発電を官民連携事業として民間発電事業者を公募し、実施していく計画であります。また、福島増圧ポンプ所への小水力発電設備による再生可能エネルギー導入可能性調査も実施いたします。

企業団では今後につきましてもCO₂排出削減や未利用エネルギーの有効活用に向けて検討を続けてまいり所存であります。

3番（二階堂武文）議長、3番。

議長（半沢正典）3番。

3番（二階堂武文）再質問ですが、平成29年度に小水力発電と太陽光発電を官民連携事業として、民間発電事業者を公募して実施していく計画であるとただいま答弁いただきましたが、計画されている小水力発電及び太陽光発電の発電規模について質問いたします。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

計画での事業の発電規模といたしましては、緊急放流施設による小水力発電につきましては、最大出力約50キロワット、年間発電電力量は42万キロワットアワーとしております。一般家庭約80戸分に相当するものです。調節池を利用した太陽光発電につきましては、最大出力約275キロワット、年間発電電力量は27万5,000キロワットアワーで、一般家庭約55戸相当としております。

3番（二階堂武文）議長、3番。

議長（半沢正典）3番。

3番（二階堂武文）ありがとうございます。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、将来へ引き継ぐための持続可能なシステムの構築が望まれています。企業団の環境対策への積極的な挑戦に期待を申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（半沢正典）以上で、二階堂武文議員の質問を終わります。

次に、8番、高橋一由議員の発言を許します。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）それでは、数点についてお尋ねをいたします。

初めに、先ほども質問がありました63協定、いわゆる昭和63年に交わされました協定書がこの組合にはございます。それが今でも実行されていないという視点で、私はもうかれこれ12年にわた

ってここで発言をし続けております。

といたしますのは、さきの議会でも当時の新聞報道等を示しながら質問させていただきましたが、国の指導が2つ入りまして、当時の建設省、そして厚生省の2つからの指導が入った。建設省は日産30万トンを目指します、それから厚生省につきましては20万トンでいいのではないかということで、県が間に入りまして調停が起きたりいたしました。それが新聞に報じられて、そこで当時は1市13町でした。昭和63年ですので、そのころ議会議員になっていたのはここでは私以外におりません。ですから、それをし続けているわけなのですが、当時我々は7町で合併をしまして、13町のうちの7つが1つになりました。そこで、今も議論をし続けているのですが、当時の首長さんたちからの話を伺い知りますと、例えば私がいました伊達町でも、1万人未満の町だったにもかかわらず、1万7,000人のまちづくりというのを急に出してきました。何だろうと思いましたが、結局は県が指導してくれた数字に20万トンを超すあと5万トン必要だというデータ資料が各町で持つことが必要性として求められました。そんなことも含めて、あとはその30万トンを25万トンにするにはそんなに難しいことではなかったかなと個人的には感じておりますが、20万トンでいいという厚生省の指導に対してどうするのだということになって、皆さんある意味では将来像を描いたようにしまして、25万トン必要だということのデータをみんなでそろえて、この組合を24万9,000トンで立ち上げることに成功したという流れがあるはずですよ。

それが当時の新聞が物語っているのですが、その折にみんなある意味では必要もない数字を書いた市町村もあったかもしれません、それを達成するために。ですから、首長さんたち、1市13町の市長さん、町長さんで調印をして、福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定書というのを取り交わしまして、その第5条に、用水料金の算出ということがございました。用水料金は地域格差のない統一料金とすることとし、その算出においては総括原価主義を基本として検討するものとするというふうにはっきりと明確に示されておりまして、お互いにいろいろと立ち上げるまでにはいろんな数字を相談し合っていたけれども、始まる時は同じ値段でやっぺねというのが当時の首長さんたちの思いだったわけなのです。福島の市長さんは吉田修一さんでした。残りで現存、言い方はおかしいですが、今現存されている町長さんは、多分梁川の池田町長さんのみというような状況でございます。ここでは明確に地域格差のない統一料金とすることとしということで、同じ額にするのだということも明確に示した。総括原価主義でやる、今も総括原価主義で行われていますので、そこには特に問題ないかもしれませんが、二部料金制になっているという意味では一つのこの協定書に沿っていないということを幾度となく申し上げておりまして、早く統一料金でスタートしてほしいというふうに思っております。

したがいまして、先ほども質問がありましたとおり、理事会で協議が続けられるという方向でありますので、ぜひこの協定書に沿った方向で、このことを毎回毎回申し上げているものですから、理事会で議論されるようにやっとなったのです。ですから、その方向性をぜひ私は一度きちっと精

査してスタートすべきだということを主張したいと思っていますので、現況までの理事会等や会議等の詳細については冒頭からお尋ねをします。よろしくお願いいたします。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定、いわゆる63協定の第5条に規定する地域格差のない統一料金につきましては、63協定のあり方検討委員会において協議検討がなされ、取りまとめられた報告書が去る2月6日の理事会へ提出されましたが、その取り扱いを含めてその後の理事会において協議した結果、理事会としての考えを整理するため、引き続き協議を行うこととしております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）わかりました。継続して前向きに検討しなければということですね。それはいつごろを目指しておられますか。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（小林 香）現在理事会において協議を行うこととなっておりますので、その考えがまとまった段階で公表するということにしたいと思います。

8番（高橋一由）8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）今では私の質問には答えていないなど。いつごろまでに目標を持ってその会議の結論を出すのかということをお尋ねしたものであります。そこがまだ決まっていなければ、次回はいつ開かれるのかということをお尋ねをしておきたいと思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）理事会の開催については、今後首長と連絡をとりながら調整をして開催を決めていきたいと思っています。結論については、その協議の中で進めていくということでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）次回の理事会の開催というのは誰がどういうふうにして、どのような手続で決定されて、我々はいつごろ開かれるのかということをお尋ねできますか。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）今後議題を整理をさせていただくということが一番の部分でございます。今議会終わった後に再度整理する部分について各構成団体のほうに通知を申し上げまして、その後に理事会のほうの開催を予定をしていきたいというふうに考えております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）全然そのいつごろ開かれるというのは見えないのです、我々住民サイドから。明らかにしていただかないと。せっかくここまで来て議論が進んだわけですから、ようやく協定書が守られる寸前に来ているのです。そこは企業長、いかがでしょうか。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

理事会構成メンバーの都合を図りながら、そこは開催については考えていくということでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）企業長さんとしてはいつごろを目指したいというお考えですか。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

それにつきましても、各理事会の構成メンバーの都合を図りながら決めるということでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）その返事では納得できません。明確にさせていただきます。でないと質問は続けられません。我々住民にきちんとそこを明らかにしないと、議会ですので、ここは。そこは明らかにしていただかないと、議長、だめですよ。

議長（半沢正典）ただいまの質問者の質問は再々質問ということでよろしいのですか。

8番（高橋一由）一問一答ですから、何度でも繰り返し行われるのがこの議会の。

議長（半沢正典）議会運営に関する申し合わせがご存じのようにありまして、その事項により、質問は再々質問までとなっておりますので、その辺はご了承いただいて、次の質疑に移っていただければと思います。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）一問一答で行くということで全員協議会で話が進んでいるはずですが、事務局長、いかがですか。

議長（半沢正典）議長より申し上げます。

平成24年12月27日の、先ほど申しましたように、全員協議会の申し合わせによりまして、会議の質問について申し合わせ事項が引き継ぎを受けております。その内容は、質問は一問一答であること、そして質問時間は20分、従来の再質問を含むということと、その中に質問とそれに対する答弁は、今ほど申しましたように一問一答で、質問時間は20分とすると、従来の再質問、再々質問に相当する時間を含むということで、再々質問だけうたっている。質疑の回数が49条にありまして、質疑は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないということでご理解いただきたいと思います。

8番（高橋一由）ちょっと整理しないとだめだ。どちらが間違っているか。今までもここでやっていますから、急に変えられても困るのです、実績がありますので。それ変えるのなら、また全員協議会とか話し合いしないとだめです。納得できません。

暫時休議してやっぱり結論出してもらわないと話進みませんよ。返事もそうだし、会議の進め方もそうだし。

議長（半沢正典）先ほど申し上げましたとおりに、繰り返しになりますが、平成24年12月27日の本議会全員協議会の申し合わせによりまして、再質問、再々質問までとし、それ以降はそのような質問はされていないというようなことで整理をさせていただいております。

これ議事整理権、こちら議長のほうでありますので、そちらのほうは次の質問に移っていただければと思いますが。

8番（高橋一由）納得いかないです。今までもこのようにしてやっていますので、急に議長がかわって変わられては困るのです。暫時休議してください。

議長（半沢正典）では、ちょっと暫時休議をいたします。

午後3時10分 休 憩

午後3時13分 再 開

議長（半沢正典）それでは、高橋議員の質問を再開いたします。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）しつこいようでありますけれども、私どもは、我々住民側の代表としては、一日も早く理事会を再開していただいて結論を導くためにも幾度となくお願いをしたいという立場からは、早急な開催を求めるものであります。その意を酌まれました、次回開催はいつごろまでに開催を予定していただけるか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（半沢正典）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

重ねて申し上げますが、私の一存で決められるものではなく、各理事会の構成メンバーの意向を
図った上で、その上で私が判断して開催するということになります。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）一日も早い開催をお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

料金問題も今の問題も、統一料金問題も含めまして、各構成市町と企業長を中心とした会議が幾
度となく開催されているというふうに思うのですが、どのような会議録がつくられて、それは基本
的に管理されるのかということをお尋ねしたいと思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

構成団体との事務レベル会議及び理事会等各種会議につきましては、会議録作成の基準はござい
ませんが、会議の要旨を作成してございます。その保存、保管につきましては、文書取扱規程に基
づき行っております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）それでは、要旨の記載は全て会議ごとにおやりだというふうに今答弁がございま
したので、恐れ入りますが、議長を中心にその会議録について、統一料金についての会議だけでもい
いです、の議会への提出を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）この議事録の公開でございますが、基本的には今審議している内容ございま
すので、こちらについての公開についてはできないものというふうに考えております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）極秘ですか、極秘。そんなことはあり得ないですね。では、情報開示請求しますの
で。ただ、残念なのは、我々住民代表の議会がここに来ていて、議会が知りたいことを出せない事
務局なんていうのは税金で運営していると思えませんね。議長、これ何とか、今暫時休議して話し
てください。議会に提出してくれるようお願いします。

議長（半沢正典）そちら議長の権限ではないので、次の質問に移ってください。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）そうしますと、議長も別に議員に対して知りたい資料を出さない事務局でいいという判断ですか。

【「これは質問なの、ちょっと整理して」と呼ぶ者あり】

8番（高橋一由）欲しいのですよ。では、情報開示請求で。情報開示請求の手続については提出されますね。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）情報公開の部分でのその資料の請求でございますが、こちらは情報公開法に照らしましてそれぞれで案件ごとに判断をさせていただくということにさせていただきます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）個人情報の場合には非常に微妙なものがありますけれども、個人情報ではありませんので、ぜひ、では開示請求が出た場合にはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、全く違った質問になりますが、まず人口減少に伴いまして各構成町ともに水道の収益をもって経営していくというのは非常に混沌とする時代に突入しております。国、県の指導も厳しいものが入ってきておりまして、一般家庭の水道料金の売上げのほかにも工業用水もいかがかという、福島市長の企業長さんの立場からも一時工業用水のお話も新聞等で承知をしているところであります。水企業団がやはり一丸となって構成町と組んで各事業所あるいは工業用水の販売に取り組むべきなのだということを幾度かこの議会でも発言をさせていただいておりますが、進捗状況及び考え方についてお尋ねをしておきたい。

議長（半沢正典）質問者に申し上げます。

質問通告受けました3番の企業団職員の採用については飛ばされておりますけれども、このまま質問続けられるということでもいいですか。

8番（高橋一由）時間の配分で、飛ばします、済みません。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

当企業団は水道法第3条第4項に規定される水道用水供給事業として厚生労働省の認可を受けて事業を実施しており、事業認可上、供給対象は水道事業者である構成団体に限られております。このことから、工業生産を営む事業所へ直接供給することはできないものであります。

しかしながら、人口減少などにより水需要が低迷しており、水需要拡大につきましては、大きな

課題と捉えております。各構成団体では地下水を初めとする自家水使用の企業に対し、上水道への切りかえ要請を行うなど、厳しい経営動向の中にあって需要拡大への取り組みを行っていると感じております。企業団といたしましても、構成団体とさらに連携を図りながら、良質で潤沢な摺上川ダム原水、また安全で安心な企業団水を積極的にPRし、需要拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、工業用水は一般的な家庭に供給されている水道水とは異なり、工業用のために供給される水のことで、簡易な処理のみで、飲料用とすることはできない水質で、料金が低廉なものとなっております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）今のではやるのだからやらないのだから全然わからないのですよね、話が。もちろんこの企業団をつくり上げて受水をお受けいただいて販売するということには工業用水の位置づけはないのです。だから、直接工業者に対してこの企業団が売ることにはできません。ですから、構成市町と組んで、例えば月決めで、普通に売れば15万円かかるところを12万円で月決めで売りますというのを、卸単価も10万円で卸すから2万円もうけになるとかということをして直接こういうことをやるとできないことではないという、なかなか仕事は大変でしょうけれども、でもいづれちゃんとそういうことしていかないと、このままではジリ貧にだめになりますから、どこも一緒に。あとは料金だけ上げるという不作になりますので、そこはやっぱり大変でもいろいろと試行錯誤しなければいけないという意味で申し上げております。

これは以上で終わります。ぜひ検討、研究していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、平成28年度決算書の中でちょっと触れさせていただきませんが、4、会計、(1)、重要契約の要旨として100万円以上のものが記載されておまして、それぞれ例えば指名競争入札とか随意契約、そして制限付一般競争入札というふうにそれぞれが記載されておりますけれども、随意契約、それから指名競争入札、それから制限付一般競争入札という基本的なことをご説明をいただきたいというふうに思います。それはそれぞれの地域に起きる、構成市町で起きる場合の指名であるとか、随意契約であるとかということの分も含め質問でありますので、現状でわかる範囲でご説明いただければというふうに思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

企業団における契約において、設計金額が500万円以上の建設工事及び業務委託については、制限付一般競争入札実施要綱に基づき、制限付一般競争入札を基本としております。また、競争入札が

不利と認められるときなど競争に適さない建設工事及び業務委託並びに物品購入につきましては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項に基づき、随意契約としております。それ以外につきましては、原則指名競争入札をしているところでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）また飛びまして、キャッシュ・フロー計算書、決算書の中の26ページかと、先ほど事務局長さんからご説明をいただきました。28年度における現金の出し入れについての記載があるという説明でありました。もう一度詳細な説明をここでお願いをしたいというふうに思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございますが、1事業年度の現金の流れの状況を業務活動、投資活動、財務活動に区分し、あらわしたものでございます。平成28年度決算のキャッシュ・フロー計算書は、平成27年度決算と比較し、資金期末残高が8億6,567万7,000円減少しております。その詳細の内訳は、決算審査意見書10ページに記載がございまして、業務活動については、料金引き下げに伴う給水収益の減少等により3億3,329万1,000円減少しております。投資活動については、中央監視制御設備工事等により支出が5億1,822万3,000円増加しています。財務活動については、企業債償還元金の返済額が元利均等償還払いであることから、償還元金が3,154万1,000円増加したものでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（高橋一由）今るる説明がありました。私、この業務活動によるキャッシュ・フローの中で、原材料商品またはサービスの購入による支出で9億3,465万8,377円の支出がございまして、これは業務委託費も入っているのだというふうに思うのですが、間違いはないでしょうか。これは、次の下にあります人件費の支出1億8,267万2,412円と重なる部分があって、結局は管理業務をしていますので、人件費に私は見ているのです。そうすると、二重の人件費になるという意味では、ここは以後の経費削減における重要な位置づけがここに記されているという意味で詳細をお尋ねしたわけです。

それから、一番下に行きますと、資金期末残高で69億6,521万6,580円、これが28年度における最終的な留保資金ということで、水企業団が持っている現金です。ですから、11億何がしの累積赤字はありますが、盤石な運営状態のいい企業団だと。いわゆる資金計画では何も問題はないというのが当然のことございまして、今では減価償却も29億円、売り上げの40億円の半分ぐらいが減価償却費にとった後で赤字か黒字かとやっているすばらしい事業体ですよ。

ですから、私はずっとここで、多いときには73億円ぐらいの留保資金になってしまっている、ここが。もうけ過ぎているということを申し上げているのです。当時水道協会で、瀬戸企業長さんだったでしょうか、水道協会を招いて我々勉強会をしたことがあったのです。そのときに留保資金の適切な維持というのはどの程度のことを目標にしたらいいのでしょうかというお話を聞きましたところ、年間売り上げと匹敵する程度が望ましいという話がありましたので、当時は42億円ぐらいの売り上げがありましたので、42億円ぐらいが適正だという話があつて、その当時59億円がそのまま推移すると70億円ぐらいになるという話もあつたので、常に料金の低廉化、料金の低廉化ということを住民側の立場からここで申し上げたということでもありますので、先ほどの統一料金にするということも含めまして、そういう部分も含めて低廉で安心、安全でおいしい水を供給していただきたいという意味では、そういう意味で、今回もこの、今回の9カ年の事業計画を立てていただいたときにもちゃんとそのことを理解していただいて、赤字になりますという予算を組んでいただいている、これがいわゆる我々住民側にお返ししていただける、今企業長さん初め皆さんが努力してくれた結果であります。ここは大歓迎で受け入れる。そのことも含めていずれ統一料金化が進められれば我々も納得できる優良企業というふうになるのかなということでもありますので、引き続き我々も気を引き締めてきちんとご協力申し上げたいというふうに思っておりますので、引き続き立派な運営に寄与していただきますことを切望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（半沢正典） 以上で、高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたします。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後3時30分 休 憩

午後3時31分 再 開

議長（半沢正典） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきまして、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典） 起立多数。

よって、議案第3号につきましては、決算のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

副議長

議員

議員